

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0331 第 1 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号)が改正され、令和 5 年 4 月 1 日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■新規収載項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D012 感染症免疫学的検査				
38	糞便中カンピロバクター抗原(定性)	184	免疫 (144)	*

[注]

*:糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。